

- 旧資金運用部
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
注 にレを付けること。

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：北竜町簡易水道事業会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和45年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	北竜町	職員数* (H20. 4. 1現在)	1
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	157 (18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	145 (19年度)
累積欠損金 (百万円)	208 (19年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	— (H19年度)
不良債務 (百万円)	0 (19年度)	財政力指数*	0.15 (19年度)
資金不足比率 (%)	0 (19年度)	実質公債費比率* (%)	17.7 (19年度)
		経常収支比率* (%)	86.0 (18年度)

- 注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）
2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	北竜町簡易水道公営企業経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	水道事業管理者 北竜町長 西野 陽一
既存計画との関係	北竜町集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	議会報告（計画承認後、（予定）12月定例会又は3月定例会）HPへ掲載（計画承認後、議会報告後（21年3月））
基本方針	料金収入の減少が見込まれる厳しい財政状況であるが、有収率の向上及び維持管理経費等の削減に努め、独立採算を基本とした健全経営を行う。 公的資金補償金免除繰上償還を行い、企業債支払利息負担の軽減を図る。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		8.3		8.3
	補償金免除額		2.6		2.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債			8,293		8,293
合 計 (A)			8,293		8,293
※ 上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			8,293		8,293

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち 一般 会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち 一般 会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>北竜町は基幹産業が農業・水稲で日本一のひまわりの里を有する町であるが、159平方キ。に2,300余人が暮らす純農村である。人口が集中するところが2カ所しかなく、散在する住宅への配水に多大な投資が掛かり、そのため、平成3年には水道高料金特別対策に係る一般会計出資債310百万を一般会計から繰り入れして企業会計を一部適用し現在に至る。</p> <p>昭和45年の創設後、昭和60年から北空知広域水道企業団から用水受水団体となったが事業費用の45%(19決算)が受水費支出で、北竜町集中改革プランによる経費節減努力も追いつかず、人口減少も起因して料金収入の増加は見込めない現状である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 北空知広域水道企業団による末端給水事業化</p> <p>北空知広域水道企業団の受水団体1市4町と企業団の水道事業の経費削減・技術力確保のため、北空知広域水道企業団で23年度から末端給水事業化することの検討協議を進めている。</p>
	<p>課 題 ② 効率的な職員体制の確立</p> <p>1名分の職員費も退職等があり、年々給与の低い職員配置に移行している。</p>
	<p>課 題 ③ 料金の適正化・確保</p> <p>20年から個別排水処理事業を再開し合併浄化槽の設置＝使用水量の増加が若干見込める。しかし、財務上の特徴に記したように料金収入増加が困難なため、21年度に集中改革プランで料金を検討する事になっている。</p>
	<p>課 題 ④ 老朽管の維持補修</p> <p>健康被害対策の石綿管更新事業も行い平成17～24年度の元利償還金は1千万円を越えている、又、21・22年度はピークを迎えるので、老朽管の更新・維持補修等投資が出来ない現状である。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率※	(%)	91.7	96.3	78.0	98.1	108.9	111.4	123.5	123.5	120.5	124.2
総収支比率(法適用)	(%)	71.6	85.5	81.8	88.1	95.2	101.9	105.8	101.9	101.9	101.9
経常収支比率(法適用)	(%)	71.6	85.5	81.8	79.1	95.2	101.9	105.8	101.9	101.9	101.9
営業収支比率(法適用)	(%)	72.2	76.8	66.7	80.6	86.2	102.0	104.2	102.1	102.1	102.1
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	326.9	341.5	378.8	410.0	416.0	414.0	408.0	414.3	412.2	410.2
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	3.4	13.8	19.4	3.8	11.9	5.5	5.5	5.7	3.8	3.8
	うち基準内繰入金	3.4	3.0	2.7	3.8	5.1	3.6	3.6	3.8	1.9	1.9
	うち基準外繰入金	0.0	10.8	16.7	0.0	6.8	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9
	うち料金収入に計上すべき繰入等	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	0.0	10.8	16.7	0.0	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9
	資本的収入分	100.0	100.0	22.2	100.0	100.0	52.9	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	100.0	100.0	22.2	100.0	100.0	52.9	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金収入の見込み ・健全化計画は現行料金体系で作成しているが、人口減少により料金収入は減少傾向にある。 料金設定の考え方 ・集中改革プランにより21年度に検討することが決している。
2 他会計繰入金の見込み	簡易水道事業の繰出し基準に基づく基準額満額を繰り入れる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資の有無 ・大規模投資、建設改良の計画は持てない。 資産売却等による収入の見込み ・売却できる資産はないので収入見込みなし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	・北空知水道企業団の末端給水事業化は協議中であり、計画に盛り込まれていない。(受水費単価は現行で試算している) ・19年度まで正職員を配置していたが、20年度から臨時職員を配置し経費節減に努めており、以後もその金額を計画に盛り込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	IIの課題番号	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	②	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計、特別会計とも北竜町集中改革プランによる経費節減努力・職員管理適正化に努めている。 ・平成14年には職員数104人であったが、行財政改革の推進により平成19年には12名減(11.5%)の92名(一般行政職51名・特養41名)になっている。 ・北竜町集中改革プランによる職員管理適正化で平成22年には職員数90名以下を目標にしている。 ・簡易水道事業は職員1名のため、このままでは減員できない。
○ 給与のあり方		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告、国家公務員給与構造改革に則して給与構造見直しを実施している。 ・地域手当は支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・本町には技能労務職員はいない。 ・今後も技能労務職員の新規採用計画はなく、臨時職員または民間委託による対応とする。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・退職時特別昇給は実施していない。 ・北海道市町村職員退職手当組合に加入している。
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会に加入しており、規程の割合を負担している。 ・臨時職員は社会保険加入で50%負担である。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	② ④	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業管理は、上下水道係が行っているが、資格を要する配水施設修理以外の軽微な修繕、漏水調査、配水池等の草刈・雪下ろし等は建設課職員自ら行い経費節減に努めている。 ・職員配置1名の中、19年度末で正職員が退職したことにより臨時職員を水道会計に配置し経営効率化を図っている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①	<p>北空知広域水道企業団の受水団体1市4町と企業団の水道事業の経費削減・技術力確保のため、北空知広域水道企業団で23年度から末端給水事業化することを検討協議を進めているが、この協議が成立しない場合は、先ずは受水費軽減のために企業団の指定管理者制度等の検討協議に発展しなければならなくなる見込みである。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	③	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の月額水道料金は基本水量10ト^ンで2,600円、超過料金260円/ト^ンと高額である。 ・また、下水道料金も2,400円、240円に18年度に20%の値上げ改定をされており住民負担は多大となっている。 ・その様な中、21年度には料金改定が検討されることになっている。 ・売却可能資産はありません。
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		<ul style="list-style-type: none"> ・職員定員管理、給与情報については、町ホームページ、広報誌により公開している。
○ 行政評価の導入		<ul style="list-style-type: none"> ・現在、北竜町総合計画の策定中(平成21～)今後の行政運営において政策評価の導入を協議検討中
5 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置は常に1名なので減は望めない。 ・職員費は18年度10百万円、19年度5百万円、20年度2百万円(臨時職員)と削減している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営効率化のため経営課題①の北空知広域水道企業団による末端給水事業化に積極的に取り組んでいる。 ・IV③で記載の通り多大な住民負担を強いる高額な料金であるが、21年度の検討が集中改革プランに盛り込まれている。 ・21年度の検討が値上げと決することと、より一層の経費節減で繰越欠損金の解消を目指したい。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・過去において、3年ほど基準外繰入を実行し水道会計の現金不足に対応してきた。 ・今後は、上記1、2の経営努力で基準外繰入金は入れない努力をしていくが、経営状況を見ながら毎年1百万円程度の基準外繰入をしても累積欠損金の解消を目指す。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあつては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
③	料金改定率									未定10%			
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
改善額(負担金の確保等)													
資産の有効活用													
改善額(収入増額)													
その他()													
改善額													
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	5	5	10	10	5		2	2	2	2	2	2
	改善額					5	5	3	3	3	3	3	15
	給与水準												
	改善額												
その他()													
改善額													
職員給与費(退職手当)													
②	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1
	増減数(人)							正→臨時	臨時	臨時	臨時	臨時	
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
④	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	326.9	341.5	378.8	410.0	416.0		414.0	408.0	414.3	412.2	410.2	
	増減		14.6	37.3	31.2	6		-2	-6	6.3	-2.1	-2	
	企業債現在高	169	164	156	154	145		136	126	116	106	98	
	増減		-5	-8	-9	-9		-9	-10	-10	-10	-8	
	計画前5年間改善額 合計						5						改善額 合計 15
												(参考) 補償金免除額	3

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

注3 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注4 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注5 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注6 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
年間総有収水量 (千m³)	193	197	192	189	184	184	182	182	181	181
公称施設能力 (m³/日)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
1日最大配水量 (m³/日)	1,040	1,040	1,040	1,223	1,223	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
最大稼働率 (%)	80.0	80.0	80.0	94.1	94.1	88.5	88.5	88.5	88.5	88.5
供給単価 (円/m³)	271	269	271	262	269	270	273	272	272	272
給水原価 (円/m³)	396	349	459	386	364	357	355	354	355	341

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

北竜町は1簡易水道であり統合対象ではありません。

経営課題① 北空知広域水道企業団と構成団体(深川市・沼田町・秩父別町・北竜町・妹背牛町)で用水供給事業の企業団が末端給水事業に移行する検討協議を進めています。